平成２９年（フ）第２３８７号
大阪市港区弁天１丁目６番17号
破産者　株式会社エイトクホームサービス
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６５号
神戸市灘区灘南通１丁目３番25号
破産者　株式会社Ｈｕｉｔ
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４号
兵庫県伊丹市東野３丁目51番地１　グリーンヒルハイツ307号
破産者　有限会社三田食品
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
広島県三原市和田１丁目８番13―305号、破産手続開始決定時の住所岡山県倉敷市連島町矢柄5775番地25　アイ・ヴィラージュ102
破産者　岡田　敏光
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
北海道夕張郡栗山町中央３丁目８番地１
破産者　株式会社オオタ
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第２２号
北海道北見市北央町82番地15
破産者　有限会社池北建設
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
長野県茅野市ちの3499番地１タカハシビル１Ｆ
破産者　株式会社ミライズ
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第４号
三重県鈴鹿市国府町936番地１
破産者　株式会社ひよこハウス
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１０号
三重県松阪市甚目町722番地　リバーサイドシティＢ棟202、前住所奈良県大和郡山市九条町708番地　大西荘６
破産者　アビラ　ドロレス　デロス　サントス（ＡＶＩＬＡ　ＤＯＬＯＲＥＳ　ＤＥＬＯＳ　ＳＡＮＴＯＳ）
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１５号
三重県鈴鹿市江島町1436番地　ベルメゾン鈴鹿206号、前住所三重県鈴鹿市白子町1935番地　ラウムズ白子　1202号
破産者　鈴木　光教
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４号
京都府舞鶴市字万願寺60番地
破産者　スガワ綜合株式会社
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第９０号
岡山市北区辛川市場306―１メゾンひろＤ―201
破産者　一般社団法人ひまわり社会福祉士事務所
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９１号
岡山市北区辛川市場306―１番地Ｄ―201号室
破産者　合同会社スマイル・ウェルフェア総合福祉事務所
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０７号
大阪市生野区新今里３丁目15番18号　ＦｍａｉｓｏｎＭＡＲＥ101、旧住所岡山市北区辛川市場306番地１　メゾンひろＤ―201
破産者　近藤　恵二
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２号
佐賀市久保田町大字新田1349番地13　鐘ヶ江アパート201
破産者　西村　利博
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９号
鹿児島県鹿屋市輝北町下百引925番地１
破産者　有限会社トランスポートＭＯＲＩ
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第３９２号
福岡県糟屋郡新宮町大字立花口2292―38
破産者　株式会社センチュリー福岡
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１２号
茨城県水戸市千波町2877番地の29
破産者　有限会社エスユウコーポレーション
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第５５７号
福岡県大野城市瓦田２丁目９番５号
破産者　株式会社博神フーズ商会
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６１００号
東京都品川区北品川１―１―10　メガロン御殿山802号、住民票上の住所埼玉県草加市新里町1422　ヴイ・シティ草加４―516
破産者　西村　　健
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部